

マイナンバーカードの受取についてお知らせします

6月から分庁舎でもマイナンバーカードの受取ができるようになりました！

カードを申請して、交付通知書(ハガキ)が届いた方は、必要書類をお持ちの上、受取をお願いいたします。(マイナンバーカードの受取は、原則ご本人様のみです。)

受取場所

南部町役場本庁舎住民課 又は 分庁舎住民課

分庁舎で受取を希望する場合は、前日の午後5時までに
本庁舎住民課 (☎66-3405) にご連絡下さい。

受取時間

午前8時30分～午後5時15分 (平日のみ)

持ち物

- ・ 交付通知書 (ハガキ)
- ・ 本人確認書類

{	運転免許証、住基カード、パスポート、 身体障害者手帳、保険証、年金手帳 等
---	--
- 写真付きのものは1点、他は2点確認となります。
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバー通知カード
- ・ 住基カード (お持ちの方のみ)

※マイナンバーカードの申請もどちらでも可能です。(手数料、写真無料)



お問合せ <住民課住民係 ☎66-3405 (直通)>

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

後期高齢者医療被保険者に対し、新しい「後期高齢者医療被保険者証」(有効期限：平成30年7月31日まで)が交付されます。

◇「被保険者証」の交付について

7月下旬 簡易書留で郵送されます。

※新しい被保険者証(薄むらさき色)は、届いた日からお使いになれます。

8月1日以降 現在の被保険者証は使用できなくなります。

※古い被保険者証は、ハサミ等で細かく裁断するなどして、廃棄していただきますようお願いいたします。

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

※入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。

※高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

お問合せ 住民課国保年金係 ☎66-3405 (直通)

地震体験と防災三二相談会を開催のお知らせ

地域防災力を強化するため、町では次のとおり地震体験と防災三二相談会を開催します。

地域住民を対象に多くの方に地震体験をしていただき、防災・減災についての認識を深め、自助・共助それぞれの備えの強化に繋がるよう住民の方の参加をお願いいたします。

1. 日時・場所 平成29年7月27日(木)
 午前10時00分～午前12時00分 役場本庁舎 玄関前
 午後1時00分～午後3時00分 南部分庁舎 玄関前

2. 内 容 地震に関する三二相談
 実演演習
 「起震車による地震体験」



【お問合せ】 交通防災課 ☎ 66-3417 (直通)

夏の交通安全運動・シートベルト着用重点期間

年間交通安全スローガン

乗せるのは 君の宝(かぞく)と その未来(あした)

☆シートベルトとチャイルドシート・後部座席

全席着用率100%をめざして☆

7・8月の2か月間を重点期間とし、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を実施します。シートベルト・チャイルドシートは、不慮の事故に遭遇した時、命を守り重傷を軽減させる命綱ともいえる装置です。

車の中で安全な場所は1ヶ所もないという意識で、車に乗ったら全席シートベルト着用を心がけましょう。

平成28年度 南部町におけるシートベルト着用率(分庁舎前調査)
 運転席97.7% 助手席96.4%

平成28年度 山梨県内一般道におけるシートベルト着用率(警察庁・JAF全国調査)

運転席	98.9%	(全国平均 98.5%)
助手席	95.4%	(" 94.9%)
チャイルドシート	49.8%	(" 64.2%)
後部座席	40.2%	(" 36.0%)

☆『夏の交通事故防止県民運動実施』☆

7月21日(金)～8月20日(日)までの31日間

児童や生徒の夏休みと、夏の行楽シーズンが重なるこの季節、無理な日程や、暑さによる疲れなどで注意力が散漫になり、悲惨な交通事故になることがないように交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

また、県内で交通事故が多発しています。ドライバーの皆さん、シートベルト着用していますか？ドライバーだけでなく全席で着用してください。ハンドルを握るときは交通ルールを守るのはもちろん、周りにも思いやりを持った安全運転を心掛けましょう。

歩行者の皆さん、お出かけの際は「慣れた道だから大丈夫！」と思わないで安全確認、横断歩道では青信号でも左右の確認をしてから横断する。夜間の外出時は反射材を着用するなど、初心にかえって交通ルールを守りましょう！

ひとり親家庭医療費助成事業について

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用（保険適用分）を助成します。

※入院時食事療養費については15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者

南部町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童等（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成条件

◎ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること（非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む）

◎同居している扶養義務者がいる場合（住民票上の世帯とは関係なく、同所同地番に3親等内の直系血族兄弟姉妹がいる場合）は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限額以下であること

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

ただし、次の場合には助成対象となりません。

- ・生活保護を受けている者
- ・里親に委託されている者
- ・児童福祉施設等に入所している者
- ・重度心身障害者医療費助成制度を受けている者



児童扶養手当について

「児童扶養手当」とは、次のいずれかに該当する児童について、父又は母がその児童を監護し、かつ、生計を同じにしている場合に支給されます。

◎父母が婚姻を解消した児童

◎父または母が死亡した児童

◎父または母が一定の障害の状態にある児童

◎父または母が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

◎未婚の母の子等

（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

※児童が一定の障害を有する場合は20歳未満の者）

手当額（月額）

児童1人の場合

全部支給：42,290円

一部支給：42,280～9,980円

児童2人目の加算額

全部支給：9,990円

一部支給：9,980～5,000円

児童3人目以降の加算額

全部支給：5,990円

一部支給：5,980～3,000円

支払方法

4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

☆児童扶養手当現況届について

毎年8月は『現況届』の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きとなります。対象者へは書類を郵送致します。

※児童扶養手当には所得制限等があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、役場子育て支援課にご相談ください。

